

総社市告示第 1 1 号

総社市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和 3 年総社市告示第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（支給の中止） 第 1 3 条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号の定めのとおり支援金の支給を中止するものとする。 （1）～（3）略 （4）支給決定後、受給者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処された場合 直ちに支給を中止する。 （5）～（9）略 2 略	（支給の中止） 第 1 3 条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、当該各号の定めのとおり支援金の支給を中止するものとする。 （1）～（3）略 （4）支給決定後、受給者が<u>禁錮刑</u>以上の刑に処された場合 直ちに支給を中止する。 （5）～（9）略 2 略

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にした行為については、なお従前の例による。